

聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳

—《不二機根》《三分機根》—

鈴木晋雄

一、はじめに

新義学派において「加持門先徳」と尊称される聖憲は、頼諭の教学を受け継ぎ、新義真言教学を大成させた。聖憲を代表する著作に『大疏百条第三重』（以下『大疏第三重』）と『釈論百条第三重』（以下『釈論第三重』）がある。両者はそれぞれ頼諭の『大疏愚草』『釈論愚草』に基づき、『大日経疏』『釈摩訶衍論』に関する議論を聖憲が百題にまとめた著作である。『大疏第三重』は、『大正蔵』（第七九卷、二五三八番・二五三九番）に掲載があり、勝又俊教『真言の教学』¹によって算題すべての国訳がなされている。一方『釈論第三重』は、未だ翻刻・国訳を含めた活字化がなされていない。²

筆者は前稿³において、『釈論第三重』巻一より『大乘通局』『顕論密論』『不二顕密』の翻刻・国訳を行っ

た。本稿はそれに続き、《不二機根》《三分機根》を取り上げ、翻刻・国訳を行い、併せて引用文の出典等を明記していく。

一、論題概要

《不二機根》

不二摩訶衍に機根があるのか否かを論ずるものであり、答者は「能化の教法は定んで所治の機根に由りて発起す」⁴の文が『釈摩訶衍論』の定判であるとし、立義分所立の法門に不二摩訶衍があることから、機根ありの立場を取る。

《不二機根》は、頼諭の『釈論愚草』において直接的に相当する論義は見られない。しかし、『釈論第一愚草』中の《十七、摩訶衍法雖唯是一（乃至）利根智者乃所領解（文）爾者三十三法門悉領解修行一機可有耶》には、不二機の存在を認める文言があり、頼諭も不二摩訶衍に機根ありの立場を取ることが窺える。

《三分機根》

五分建立（因縁分・立義分・解積分・修行信心分・勸修利益分）の説段において、立義分・解積分の機が修行信心分の下って修行・入証するか否かを論ずるものである。この論義では、立解二分の他に修行信

心分の機があるのか否かが問題となる。答者は、『釈摩訶衍論』の喩説において、大龍（立義分）・群龍（解分）の他に別龍がないことから、修行信心分の別機はなく、立解二分の機が修行信心分に下つて修行入証するとの立場を取る。

《三分機根》は、頼瑜『釈論第一愚草』中の《十九、付明五分次第爾者立解二分機至第四分可云修行成仏耶》に相当する。頼瑜は初重の解答で「義門多途にして定め難しと雖も、且く一意に依らば、一類に其の機有るべきなり」と述べ、修行信心分に下る機があることを認めてはいる。しかし、二重の解答では、「立解二分の機は第四分の下るべからず」と述べており、「修行分に下るべきなり」とする聖憲の立場とは異なりが見られる。

【付記】 本稿における翻刻・国訳に際し、便宜をいただいた各位、殊に川崎大師教学研究所には、心より感謝申し上げます。

三、【翻刻・国訳】川崎大師教学研究所蔵『釈論百条第三重』巻一

凡例

一、本翻刻・国訳は川崎大師教学研究所に所蔵されている版本『釈論百条第三重』（書架番号…

10025) 卷一における《不二機根》《三分機根》の翻刻・国訳である。なお、必要に応じて、運
敬撰『大疏啓蒙第一』も参照した。⁸⁾

二、本資料(『釈論百条第三重』卷二)の書誌情報は前稿(鈴木二〇二〇)参照。

三、翻刻に当たっては以下の形式に基づいた。

- ①漢字の表記は原則として底本に従ったが、一般的でない異体字・略字等は通用の字体に改めた。
- ②振り仮名、送り仮名、返り点の表記も底本に従った。但し、「シテ」「ナリ」「コト」等の片仮名の略字は開いて表記した。

③割注は該当箇所をへゝにて括った。

④底本の明らかな誤植等は適宜改めた。

四、国訳に当たっては以下の形式に基づいた。

- ①本文中に使用されている旧字等は通用の字体に改めた。
- ②書名には『』、引用文には「」を付し、可能な限り出典を示した。書名・出典の略号は以下の通りである。

『釈論』 龍猛『釈摩訶衍論』

『疏』 法敏『釈摩訶衍論疏』

『通玄鈔』 志福『釈摩訶衍論通玄鈔』

『贊玄疏』 法悟 『釈摩訶衍論贊玄疏』

『記』 普観 『釈摩訶衍論記』

『起信論』 馬鳴 『大乘起信論』

『二教論』 空海 『弁顕密二教論』

『大疏』 善無畏・一行 『大日経疏』

『大正蔵』 『大正新脩大蔵経』

『中統』 『中統蔵経』（Z本）

『弘大全』 『弘法大師全集』

『興大全』 『興教大師全集』

③ 割注は該当箇所をへゝにて括った。

④ 底本において、引用文には返り点が付されていないが適宜書き下した。

⑤ 底本には段落・改行が殆どないため、内容を考慮し、適宜段落を分けて改行を試みた。

⑥ 引用文に省略がある場合は、必要に応じて（ ）にて補った。

註

1 勝又俊教『真言の教学』（一九八一、国書刊行会）

- 2 但し、『法義勝劣』《二門峙立》《立義法教》《自門心念》《無為第八》は、新義真言研究会『大疏第三重・釈論第三重の研究』(二〇〇一、大正大学綜合仏教研究所)の中で翻刻・国訳がなされている。
- 3 鈴木雄太「聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳——《大乘通局》《顕論密論》《不二顕密》——」(『川崎大師教学研究所紀要』五、二〇二〇)
- 4 『釈論』(『大正蔵』三三、五九七頁中)
- 5 『釈論第一愚草』中、三三丁左〜三三丁右
- 6 『釈論第一愚草』中、三三丁右
- 7 『釈論第三重』卷一、二二丁右
- 8 川崎大師教学研究研究所蔵の版本(書架番号…10024)を参照した。

【翻刻】《不二機根》

今論意於不二摩訶衍_ニ可_レ云_レ有_ニ機根_一乎 答可_レ有_ニ機根_一也 兩方也若云_レ有_ニ機根_一者凡思_ハ不二摩訶衍_ヲ者無相離言ノ果分本自成就ノ法躰也依_レ之論ノ中_ニ問_{ニシテ}何故無因緣耶_ト答_リ離機根故_ト無_ニ機根_一云事誠以分明也若依_レ之云_レ尔者設_ニ四分ノ教文_一ヲ事_ハ任_ニ所化_一機根_ニ不二既_ニ立義所立ノ法数也定知可_レ有_ニ其機_一云事是以先徳ノ釈ノ中_ニ

十四丁右

以_二因縁惣ノ文_一ヲ判_二玉ヘリ不_二ノ機_一ト尔者兩方ナリ

答自_レ元所_二存申_一可_レ有_二機根_一也能化教法定由所治機

根發起_ハ當論ノ定判也立義所立ノ法門_ニ既_ニ有_二不_二可_レ有_二

機根_一云事其理必然_ヲ乎但至_二論釈_一者約_二顯機_一故云_二離

機根_一也非_レ遮_二密機_一者更不_レ可_レ成_レ難_ト矣

重難云凡定_二機根_一ノ有無_一事可_レ任_二因縁分ノ説相_一也於_二八

因縁之中_一不_レ出_二不_二ノ機_一ヲ成_下若於_二不_二許_一機根_一者何不

レ出_レ之乎不_二密_一法門_{ナルカ}故_ニ以_二密機_一可_レ為_二不_二機根_一之由_上ヲ

申坎不_二顯密ノ事未_ニ治定_一何以_二不定之義_一為_二定量_一成_下

有_二機根_一之旨_上乎設又雖_トモ_ス為_二密_一法門_ト今論_ハ顯_ヲ為_レ面_ト故不_ハ

レ出_二其機根_一者可_レ云_三論ノ説相_ハ無_ト不_二機_一也且_ハ何故無因

縁耶離機根故ノ定判更不_レ及_二異求_一乎然_ニ彼文_ハ且_ク遮_二顯

機_一之説也以下可_レ存_二密機_一之旨_上會申事不_レ可_レ尔_ル論釈既_ニ

顯_ヲ為_レ面故_ニ云_レ遮_二顯機_一者此分_ニテ如何云_レ存_二密機_一乎加_レ之

問_ニル何故無因縁耶_ト之意依_ニテ本論_ニ因縁分_ニ不_レカ出_レサ_レ機_ヲ故依_ニテ

前_ノ無因_一難_{スル}後_ノ有法_一也次何須建立非建立故ノ問答_ヲハ_ニ

後ノ有法_一ヲ難_二スル_一前ノ無因_一ヲ之時成_下セリ_レ為_レ機不_二建立_一之旨_上ヲ若許_レ機者_二重問答如何可_二意得之_一¹⁰乎但以_二能化教法定由

十五丁右

所治機根發起之文_一ヲ成_三シ不_二ニ可_レ有_二機_一申事甚不_レ可_レル何須建立非建立故ノ問答_ニ其理既_ニ顯_シ畢_ヌ何以_下判_二スル_一三十_二ノ因_一ヲ被_二テ不_二ニ為_二潤色_一ト乎次因緣惣相先德ノ積_ノ

深意難_レ測開_ニ論釈_一謂為八種根本惣躰作正因緣故

言因緣惣為二十四種分離別相作正因緣故言因

緣相三十二種惣別法相立義分中自當顯說_文前

重八所入之機_ヲ云_レニ因緣惣_ト前門并_ニ後門法_ノ二十四種_ノ

法門ノ機_ヲ云_レニ因緣相_ト三十二種惣別法相之結成更不

レ及_二不_二ニ乎況又不_二ニ許_レ機者以_二不_二ヲ為_レニ_一密藏_ト也然_ニ

本論ノ因緣分_ニ出_二ハ不_二機_一於_二本論_一ニ說_二ト密藏_一可_レ云乎豈夫

十五丁左

可_レル乎又_二教論_ニ地論_一稱其離機根_文 積論_ノ不

ニ_一ヲ同_ニテ地論_ノ果分_ニ云_レニ離機根_ト離機離教_ノ說_ハ非_レ云_ニ不_二ニ不_ト

レ許_レ機_ヲ乎是以先德積問_ニ答_シテ此義_ヲ云_レ付_二豎_ノ中_ノ豎淺畧_ノ一

義_一作_二シ玉_フ此積_一云_レ全同_ニ地論_ニ見_リ何_ソ離機離教_ノ說_ハ且_ク遮_二顯機_一

詞也論意トシテハ不二ニ云レ可レ許レ機ヲ乎尔者不レ明如何

答不二ノ機根ノ事約ニシテ本釈二論ニ俱ニ可レ存ニ其義一也先就ニカハ本

論一人師ノ意以ニ今論ノ三十三ノ法門一ヲ配ニ當スル花嚴之五教ニ之

時以ニ不二ヲ為ニ圓教ト本論ハ統ニテ一代百億ノ精要ヲ撰ニ起信一

卷ノ寶冊ニ若今論不ハ許ニ不二ノ機ヲ者一代ノ教文ニ可レ云ニ不レト化ニ

圓機一乎且ハ寶冊ノ十論ノ中ノ本源玄理ノ二論ノ解積分ハ積セリ不

二ヲ彼ノ二論ノ因緣分ハ可レ云レ無ト解積分ノ因緣一乎仰觀ニ論

必具五分ノ通法ノ釈深存ニ此意ヲ乎若尔者論ノ顯相ハ真生

二門ヲ為レ表ト判ニ終頓ニ教ヲ之故ニ因緣分ニハ且雖レ不レ出ニサ不二ノ

機一一向可レ非レ廢ニハ不二機一也先德探ニ此道理一ヲ因緣惣ノ文ニ

釈三玉ヲ合ニ説スト不二ノ機一也加之根性門ニ如是此論為欲惣撰

如来廣大深法無邊義故應說此論文准ニ流通之頌一

如来ハ當ニレリ不二ニ慈行釈ニ此旨一既ニ為ニ畧無力依他根ノ云レ説ニ

如来廣大深法ノ三十三ノ法門一ヲ事本文分明也又流通

頌ニ諸佛甚深廣大義我今随分惣持説文以ニ不二一為ニ

惣持説ノ法門ト豈無ニ契當スル之機一乎故知立義分ノ離機離

十六丁右

十六丁左

教説^ハ約^ニ終頓^ニ二教ノ分齊^一一徃積也^ト云事慈行大師積^ニ

立義分ノ中^ニ具^ニ五教^一何局^ニ圓教^一強^ニ遮^レ有^ニ普賢機^一乎次約^{下ハ}

不^ニ為^レ密之義^{上ニ}者凡今論^ハ居^ニ權實ノ中間^ニ兼^ニ顯密ノ兩際^一

故為^ニ顯機ノ建^ニ立^シ三十二ノ法門^一為^ニ密機ノ建^ニ立^{スル}不二摩訶

衍^一也若不^ニ不^レ許^レ機者立^テ不二^一何ノ用乎是以判^ニ立義

分生起^一之時摩訶衍法雖唯是一而為恒沙法門躰

性利根智者乃所領解^文雖唯是一ノ摩訶衍^ハ可^ニ不二

摩訶衍^一利根智者豈非^ニ不二ノ機^一乎是以先德判^ニ此旨^一

〈無際積又同之〉又先德積^ニ論ノ一切所化ノ機盡^ニ於初因緣^一積^ニ因

果^ニ又隔壇門不二^一往向位三十二^ト云^ニ開通往向

不近隔壇等ノ論積不^レ存^ニ不二機^一者何有^ニ此等ノ積^一乎所

詮設顯^ニ設密^ニ以^ニ不二^一為^ニ所立ノ法門^一可^レ存^ニ其機^一之條理

在絶言也能化教法定由所治機根發起^{シテ}論積盡^レ理^ヲ

故々^ニ知為^ニ顯^ニ不^ニ極妙甚深^{ナル}事^一因緣分ノ中^ニ別^{シテ}不^レ出^ニ不

二ノ機^一故雖^レ積^下廢^ニ機根^一之旨^上教説既^ニ有^レ之可^レ知機根又

可^レ有云事例如下真如門ノ廣說段^ニ躰真如ノ理^一積^{スル}離言説

十七丁右

相離心縁相等ト一積ルカ立テ五言十心ヲ離言離心ト者約ル四言

九心ニ也若約ニ如義一々心ニ有言有心也上ト以ニ離機離教

之積終ニ離ニ機教ヲ不レ可レ得レ意也離機離教ノ詞ノ下ニ還テ顯ニ有

機有教之旨一也次至ニ先德ノ因縁分ノ積ニ者彼積ニ云八種

之根本八種即根本不二八種因分八種根本惣躰

有義文付ニ此積ニ雖レ有ニ多義一且依ニ一義ノ意ニ者八種之根

本ハ以レ惣ヲ為ニ不二八種即根本ハ以レ惣ヲ為ニ前重ノ所入ト不二

八種者八種之根本ノ積也八種ト者前重ノ所入也為レ取ニ

不二ニ云ニ八種根本ト故ニ云ニ不二八種ト也因分八種ハ積ニス八

種即根本一此時ハ根本ト者前重所入也故ニ云ニ根本惣躰

有義ト也今論ハ顯ヲ為レ表ト故別シテ不レ出ニ不二ノ機一前重所入機ト

合シ拳クル也故ニ云ニ八種根本惣躰作正因縁ト也三十二種

惣別法相ト者依ニ前ノ兩義ニ可レ得ニ其意ヲ也八種即根本ノ積ナラハ

三十二種ノ機根故無ニ相違一惣別法相者惣前重八所

入別ハ其ノ餘ノ二十四種也若依ニ八種之根本之積ニ三十

二ノ惣躰ハ不二別相ハ三十二也故ニ云ニ三十二種惣別法

十七丁左

十八丁右

相_一之_レ處_ニ有_ニ三十三ノ_レ法門_一也。次至_レ云_下本論_ニ出_ニサハ_ハ不二ノ_レ機_一者

本論_ニ可_レ云_レ說_ト密藏_一乎_上者。自_レ元有_ニ不二ノ_レ機_一云事未_ニ必局_ニ

密義_一設雖_ニトモ_一顯也。以_ニ圓教ノ_レ機_一可_レカ_レ為_ニ不二ノ_レ機_一故。可_レ云_レ有_ニ機

根_一也。先德ノ_レ積_ハハ_ハ不二_ニ有_レト_レ機者_一為_レ成_ニ密義_一也。若_レ尔者本論_ニ

存_ニ不二機_一ヲ開會_シテ即為_ニ密機_一ト_レ欵。因果二機有_ニ初因緣_一云_ニ

以_ニ顯密_一為_ニ因果_一ト_レ故。次至_ニ稱其離機根ノ_レ積_一者。積論ハ居_レ密_ニ

遮_ニ顯機_一ヲ云_ニ離機_一ト_レ地論ハ居_レ顯_ニ自乘ノ_レ果分究竟絶離ノ_レ故

云_ニ離機_一ト_レ遮_レスト_レ他_ヲ遮_レスル_自二義不同_ナレトモ_一地論ノ_レ離機_モ尋_レレ_ハ實_ヲ不_レ及_レ密_ニ

故_ニ自乘ノ_レ極理_ヲ為_ニ無相絶離_一ト_レ故。離機之義其意大_ニ同也

依_レ之_ニ齊_ニメテ_一論_ヲ作_シ玉_フ積_ヲ也。先德ノ_レ積_ハ上_ニ有_ニ四重秘積_一。彼初重

既_ニ以_ニ不二_一ヲ為_ニ密藏_一ト_レ今_ノ四重ノ_レ秘積何忽_ニ不二_一ヲ一向属_レ顯

乎。故知彼ノ_レ積_ハ以_ニ不二_一ヲ且_ニ同_シテ_レ地論ノ_レ果分_ニ判_カカ_レ離機離教之

旨_一故。未_ニタ_三顯_ニ說_セ不二密藏之旨_一ヲ對_シテ_レ第二重ノ_レ兼_テ說_レク_ニ密_ヲ為_ニ初

重ノ_レ積_一也。以_ニ不二_一ヲ直_ニ非_レ為_レ顯_一也_矣

一摩訶衍法雖唯是一ノ_レ文出_ト不二機_一云事不_レ可_レ尔。是

積_ニ立義分ノ_レ生起_一之_レ文也。立義分ハ唯局_ニ不二ノ_レ機教_一ニ可_レ閣_ニ

三十三¹²ノ法門ノ機教一乎又譬說如意寶珠ヲ^セ為^二不二ノ喻^一者

解積分^モ修行分^モ以^{ニテ}不二ヲ可^レ為^二所知所證ノ法門^一乎三分

共^ニ就^{ニテ}如意寶珠ノ譬^ニ作^レ積ヲ故^ニ其義既^ニ不^レ尔故知以^ニ所入^一

喻^{ニテ}如意寶珠^ニ十六所入法躰唯一ノ故^ニ積^ニ雖唯是一^ト云

事或又立義分ノ畧說ヲ云フ雖唯是一^ト以^ニ一ノ惣ノ言ヲ通^ニ持^{スルカ}多

說^一故若約^ニ法門^一立義解法門惟同^シ何成^ニ二分生起

之由^一乎二分ノ不同ハ專^ラ約^ニ說文ノ廣畧^ニ故立義ノ畧說ヲ云^ト雖

唯是一^ト被^レ得^テ解積分ノ而開千重門^ト者解積ノ散說ヲ喻^レ開^{クニ}

千重ノ門^一也故^ニ法說^ニ而別積散說^文對^{スル}別積散說^ニ雖唯

是一^カ故指^ニ立義ノ畧文^一云事無^ニ異論^一者坎不二摩訶衍ノ

義ハ旁不^レ叶^ニ道理^一如何

答摩訶衍法雖唯是一^ノ文ヲ見^ニ不二^ト事探^{ニテ}深意ヲ約^{シテ}密

義^ニ積^{スル}之通也故三十二ノ法門ハ源開^ニ立^{ルカ}不二ノ上^ニ故^ニ開^ニ說

兩重ノ門法^一事^ハ為^レ令^ニ趣^ニ入^セ不二大乘^一也故^ニ論ノ本意^ハ以^{ニテ}不

二^ヲ可^レ為^ニ真實ノ所證所得ノ法門^一也若尔者三分生起以^ニ

不二^ヲ為^ニ真實ノ所入^一故^ニ同喻^ニ如意寶珠^一也其中^ニ立義ハ畧

十九丁右

十九丁左

說^カ故法門ノ根本^{ナレハ}約^{シテ}法体^ニ釈^シ之^ハ解^ハ釈^ハ鈍^{根ノ}教^葉ナレハ約^{シテ}散^説ニ
 釈^レ之^ハ修^行ハ入^證ノ方法^{ナルカ}故^約ニ^{シテ}修^行ニ^積レ^之約^ニスレハ終^ノ所^得ニ^俱ニ^在カ
 不^ニ故^同ク取^ニ如^意寶^珠ノ喻^ヲ也人^師ノ積^ハ無^ニ其^謂一^摩訶^衍
 法^指ニ^ハ十六^所入^ヲ者^解釈^分ノ別^積散^説ハ可^レ云^レ積^ニト^所入^ヲ乎
 若^以ニ^恒沙^ノ法^門ヲへ^能入^レ爲^ニセハ所^入ノ躰^ト立^義分^ハ不^レ待^ニ教^門ノ別
 積^ニ可^レ云^レ有^ニ能^入門^ニ乎凡^能入^者被^レ詮^セ言^教生^起スル^者也
 未^レレ^ハ寄^セ言^教者^直ニ所^入ノ法^躰也^不レ^可云^レ能^入ト也又^修行
 分^ノ所^入具^ニ似^レタリ有^ニ二十六^所入^ニ所^證ノ法^躰ハ全^ク立^義分^ニ云^シ雖
 唯^一ト^摩訶^衍故^旁不^レ叶^ニ道^理又^約ト^説文^ノ廣^略ニ^云事
 雖^唯一^ノ言^ハ偏^ニ約^ト法^躰何^ノ處^有三^能詮^ノ教^文判^スル^{コト}一^ト
 乎^以一^物字^ハ全^不レ^成ニ例^證ト^彼ハ有^ニ字^ノ言^一故^能説^字相^ト聞^{タリ}
 何^以ニ^立義^一章^ノ諸^文ヲ^云ニ雖^唯一^ト乎^加之^修行^分ノ^所
 得^全ク雖^唯一^ノ躰^也於^テ修^行分^ニ經^ニ隔^壇往^向ノ位^ヲ以^テ文^字
 字^ヲ爲^ニ所^得ト乎故^彼ノ法^説ニ^ハ得^法界^寶藏^無由^契玄^理^文

玄理豈文字ナラン乎^矣

二十丁右

二十丁左

【国訳】《不二機根》

今論の意、不二摩訶衍に於いて機根有りと云うべしや。

答う。機根有るべきなり。

両方なり。若し機根有りと云わば、凡そ不二摩訶衍を思わば、無相離言の果分、本自成就の法体なり。之に依りて、論の中に「何が故に因縁無きや¹⁵」と問して、「機根を離れたるが故に¹⁶」と答せり。機根無しと云う事、誠に以て分明なり。若し之に依りて爾りと云わば、四分の教文を設ける事は所化の機根に任せり。不二既に立義所立の法数なり。定んで知んぬ、其の機有るべしと云う事を。是を以て、先徳の積¹⁷の中に因縁惣の文を以て不二の機と判じたまえり。爾らば両方なり。

答う、元より存じ申す所、機根有るべきなり。「能化の教法は定んで所治の機根に由りて發起す¹⁸」は当論の定判なり。立義所立の法門に既に不二有り。機根有るべしと云う事、其の理必然なるをや。但し論積に至ては、顕機に約するが故に「離機根」と云うなり。密機を遮するに非ざれば、更に難と成るべからず。

重ねて難じて云く、凡そ機根の有無を定むる事、因縁分の説相に任すべきなり。八因縁の中に於いて、不二の機を出さず。若し不二に於いて機根を許さば、何ぞ之を出さざるや。不二は密の法門なるが故に、密機を以て不二機根とするべきの由を成すと申すか。不二顕密の事、未だ治定せず。何ぞ不定の義を以て定量とし、機根有るの旨を成ぜんや。設い又、密の法門とすと雖も、今論は顕を面とするが故に、其

の機根を出さざるは、論の説相は不二機無しと云うべきなり。且つは「何が故に因縁無きや」「機根を離れたるが故に」の定判、更に異求に及ばざるをや。然るに、彼の文は且く顕機を遮するの説なり。密機をば存すべきの旨を以て会し申す事、爾るべからず。論釈既に顕を面とするが故に、顕機を遮すと云わば、此の分にて如何が密機を存すと云うや。しかのみならず、「何が故に因縁無きや」と問する意、本論に依りて因縁分に機を出さざるが故に、前の無因に依りて後の有法を難するなり。次に、「何ぞ建立を須うるや。建立に非ざるが故に」¹⁹の問答をば後の有法を以て前の無因を難する時、機の為に建立せざるの旨を成ぜり。若し機を許さば、二重の問答、如何が之を意得べしや。但し、「能化の教法は定んで所治の機根に由りて発起す」²⁰の文を以て不二に機有るべしと成じ申す事、甚だ爾るべからず。「何ぞ建立を須うるや。建立に非ざるが故に」の問答に其の理既に顕し畢んぬ。何ぞ三十二の因海を判ずる文を以て、不二に被りて潤色とするや。次に、因縁惣相の先徳の釈の深意測り難し。論釈を開くに、「謂わく、八種根本惣体の為に正因縁を作すが故に因縁惣と云う。二十四種分離別相の為に正因縁を作すが故に因縁相と云う。三十二種惣別の法相、立義分の中に自ら顕説すべし」²²と文り。前重の八所入の機を因縁惣と云い、前門並びに後門法の二十四種の法門の機を因縁相と云う。「三十二種惣別法相」の結成、更に不二に及ばざらんや。況や又、不二に機を許すは、不二を以て密蔵とせんが為なり。然るに、本論の因縁分に不二機を出すは、本論に於いて密蔵を説くと云うべきか。豈に夫れ爾るべけんや。又、『二教論』に「地論釈論其の機根を離れたりと称す」²³と文り。『釈論』の不二を『地論』の果分に同じて「離機根」

と云う。離機離教の説は不二に機を許さずと云うに非ずや。是を以て、先徳の釈、此の義を問答して云く、「豎の中の豎、浅略の一義に付いて此の釈を作したまう」と云々。全く『地論』に同ずと見えたり。何ぞ、離機離教の説は且く顕機を遮する詞なりて、論意としては不二に機を許すべしと云うか。爾らば明ならず。如何。

答う、不二の機根の事、本釈二論に約して俱に其の義を存すべきなり。先ず本論に就かば、人師の意、²⁵今論の三十三の法門を以て花嚴の五教に配当するの時、不二を以て円教とし、本論は一代百億の精要を統べて『起信』一卷の宝冊に撰せり。若し今論、不二の機を許さざれば、一代の教文に円機を化さずと云うべけんや。且つは宝冊の十論²⁶の中の本源玄理の二論の解積分は不二を釈せり。²⁷彼の二論の因縁分は解積分の因縁無しと云うべけんや。「仰ぎて二論を觀するに必ず五分を具す」²⁸の通法の釈、深く此の意を存するや。若し爾らば、論の顕相は真生二門を表とし、終頓二教を判ずるの故に、因縁分には且く不二の機を出ださずと雖も、一向に不二機を廢するには非ざるべきなり。先徳、此の道理を探り、因縁物の文に不二の機を合説すと釈したまうなり。しかのみならず、根性門に「是の如く、此の論は惣じて如来広大深法の無辺義を損せんと欲うが為の故に、応に此の論を説くべし」²⁹と文り。流通の頌に准ずるに、如来は不二に当たれり。慈行、此の旨を釈せり。³⁰既に略無力依他根の為に如来広大深法の三十三の法門を説くと云う事、本文に分明なり。又、流通の頌に「諸仏と甚深と広大義と我今分に随いて惣持して説く」³¹と文り。不二を以て惣持説の法門とす。豈に契当するの機無からんや。故に知んぬ。立義分の離機

離教説は終頓二教の分齊に約する一往の積なりと云う事を。慈行大師、立義分の中に五教を具すと積するは、³²何ぞ円教に局て強ちに普賢機有ることを遮さんや。次に、不二を密とするの義に約するは、凡そ今論は権実の中間に居して顕密の両際を兼ねるが故に、顕機の為には三十二の法門を建立し、密機の為には不二摩訶衍を建立するなり。若し不二に機を許さざれば、不二を立てること何の用か。是を以て、立義分の生起を判ずるの時、「摩訶衍法は唯だ是れ一なりと雖も、恒沙の法門の体性の為に利根の智者の乃ち領解する所なり」と文り。「雖唯是一」の摩訶衍は不二摩訶衍なるべし。利根智者、豈に不二の機に非ざらんや。是を以て先徳、此の旨を判じたまえり³⁴へ無際の積も又之に同ず³⁵。又、先徳の積に³⁶論の一切所化の機、初因縁に尽くすというを因果二機と積せり。又、「隔壇門は不二、往向門は三十二」と云々。「往向を開通し隔壇に近づかず」³⁸等の論積、不二機を存せざれば、何ぞ此等の積有らんや。所詮、設い顕にあれ、設い密にあれ、不二を以て所立の法門とするは其の機を存すべきの条、理在絶言なり。「能化の教法は定んで所治の機根に由りて発起す」³⁹の論積、理を尽くすが故に。故に知んぬ。不二の極妙甚深なる事を顕さんが為に、因縁分の中に別して不二の機を出さざるが故に。機根を廢するの旨を積すと雖も、教説既に之に有り。知るべし。機根も又有るべしと云う事を。例せば、真如門の広説段に体真如の理を離言説相・離心縁相等と積するを、五言十心を立て、離言離心とは四言九心に約するなり⁴⁰。若し如義一々心に約さば、有言有心なりと積するが如く、離機離教の積を以て、終に機教を離れたりと意得べからざるなり。離機離教の詞の下には還て有機有教の旨を顕すなり。次に、先徳の因縁分の積に至ては、

彼の釈に云く、「八種の根本、八種即ち根本なり。不二の八種、因分の八種、根本惣体に義有り」と文り。⁴¹此の釈に付いて、多義有りと雖も、且く一義の意に依らば、「八種之根本」は惣を以て不二とす。「八種即根本」は物を以て前重の所入とす。「不二八種」は「八種之根本」の釈なり。八種とは前重の所入なり。不二を取らんが為に「八種根本」と云うが故に、「不二八種」と云うなり。「因分八種」は「八種即根本」を釈す。此の時は根本とは前重の所入なり。故に、「根本惣体有義」と云うなり。今論は顕を表とするが故に、別して不二の機を出さず。前重所入機と合し挙ぐるなり。故に「八種根本惣体を正因縁と作す」と云うなり。⁴²「三十二種惣別法相」とは前の両義に依りて其の意を得るべきなり。「八種即根本」の釈ならば、三十二種の機根なるが故に相違無し。「惣別法相」とは惣は前重の八所入、別は其の余の二十四種なり。若し「八種之根本」の釈に依らば、三十二の惣体は不二、別相は三十二なり。故に「三十二種惣別法相」と云うの処に三十三の法門有るなり。次に、本論に不二の機を出さば、本論に密蔵を説くと云うべしやと云うに至ては、元より不二の機有りと云う事、未だ必ずしも密義に局らず。設い顕なりと雖も、円教の機を以て不二の機とすべきが故に、機根有りと云うべきなり。先徳の釈は、不二に機有りとは密義を成ぜんが為なり。若し爾らば、本論に不二機を存するを开会して即ち密機とするか。因果の二機、初因縁に有りと云々。顕密を以て因果とするが故なり。次に、「称其離機根」の釈に至ては、『釈論』は密に居して顕機を遮して離機と云う。『地論』は顕に居して自乗の果分究竟絶離の故に離機と云う。他を遮すと自を遮する二義不同なれども、『地論』の離機も実を尋ねれば密に及ばざるが故に、自乗の

極理を無相絶離とするが故に、離機の義、其の意大いに同なり。之に依りて二論を斉めて積を作したまうなり。先徳の積は上に四重秘積有り。彼の初重、既に不二を以て密蔵とす。今の四重の秘積、何ぞ忽ちに不二を一向に顕に属さんや。故に知んぬ。彼の積は不二を以て且く地論の果分に同じて離機離教の旨を判するが故に、未だ不二密蔵の旨を顕説せず。第二重の兼て密を説くに対して初重の積とするなり。不二を以て直ちに顕とするには非ざるなり。

一、「摩訶衍法雖唯是一」の文、不二機を出すと云う事、爾るべからず。是れ立義分の生起を積す文なり。立義分は唯だ不二の機教に局て三十二の法門の機教を闡くべけんや。又、譬説の如意宝珠を不二の喩とせば、解積分も修行分も不二を以て所知所証の法門とすべけんや。三分共に如意宝珠の譬に就いて積を作すが故に、其の義既に爾らず。故に知んぬ。所入を以て如意宝珠に喩えて、十六所入の法体唯一の故に、「雖唯是一」と積すと云う事を。或いは又、立義分の略説を「雖唯是一」と云う。一の惣の言を以て多説を通持するが故に。若し法門に約さば、立義解釈の法門惟れ同じ。何ぞ二分生起の由を成ぜんや。二分の不同は専ら説文の広略に約すが故に、立義の略説を「雖唯是一」と云うと得らるる。解積分の「開千重門」⁴³とは解釈の散説を千重の門を開くに喩うるなり。故に法説に「而別釈散説」⁴⁴と文り。「別釈散説」に対する「雖唯是一」なるが故に、立義の略文を指すと云う事、異論無き者か。不二摩訶衍の義は旁た道理に叶わず。如何。

答う、「摩訶衍法雖唯是一」の文を不二と見る事、論の深意を探りて密義に約して之を積する通なり。故に、

三十二の法門は源と不二の上に開立するが故に、両重の門法を開説する事は不二大乘に趣入せしめんが為なり。故に論の本意は、不二を以て真実の所証所得の法門とすべきなり。若し爾らば、三分生起、不二を以て真実の所入とするが故に、同じく如意宝珠に喩うなり。其の中に立義は略説なるが故に、法門の根本なれば法体に約して之を釈し、解釈は鈍根の教蘊なれば散説に約して之を釈し、修行は入証の法なるが故に修行に約して之を釈す。終の所得に約すれば俱に不二に在るが故に、同じく如意宝珠の喩を取るなり。人師の釈は⁴⁵其の謂無し。摩訶衍法、十六所入を指さば、解積分の別釈散説は所入を釈すと云うべしや。若し恒沙の法門へ能入を以て所入の体とせば、立義分は教門の別釈を待せずして、能入門有りと云うべしや。凡そ能入とは言教に詮せられて生起する者なり。未だ言教を寄せざれば、直ちに所入の法体なり。能入と云うべからざるなり。又、修行分の所入、具さに十六所入有るに似たり。所証の法体は全く立義分に「雖唯是一」と云いし摩訶衍なるが故に、旁た道理に叶わず。又、説文の広略に約すと云う事、「雖唯是一」の言は偏に法体に約すと見えたり。何の処か、能証の教文を是一と判ずること有るや。「以（二）惣字⁴⁶」は全く例証と成らず。彼は字の言有るが故に、能説字相と聞こえたり。何ぞ、立義一章の諸文を以て「雖唯是一」と云わんや。しかのみならず、修行分の所得、全く「雖唯是一」の体なり。修行分に於いて隔壇往向の位を経て、文字を以て所得とせんや。故に、彼の法説には「法界宝蔵を得て玄理に契うに由無し⁴⁷」と文り。玄理豈に文字ならんや。

註

9 「成」を置く箇所について、運敵は「写者の誤りなり」と指摘する。運敵によれば、「若於不二許機根者何不_レ出_レ之乎。成不二密法門故以密機可_レ為不二機根之由申歟」となる。

10 「可_レ意得_レ之」は「可_レ意得_レ之」の誤りか。

11 「段」↓「段」の誤りか。

12 「三」↓「二」の誤りか。運敵は「二」の誤りであると指摘する。

13 「入」↓「積」の誤りか。運敵は「積」の誤りであると指摘する。

14 運敵は「以一惣字」は「以惣字」の誤りであるととし、当該箇所は『釈論』第十「謂わく、惣字を以て一切種々の説を通持するが故に」であるとするとする。

15 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇一頁下）

16 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇一頁下）

17 覺鏡『釈論指事』（『興大全』上、八五頁）「次に八種根本物体等とは二義有り。意を留めて之を知るべし。八種の根本、八種即ち根本なり。不二の八種、因分の八種、根本物体に義有り」。

18 『釈論』（『大正蔵』三三、五九七頁中）

19 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇一頁下）

20 『釈論』（『大正蔵』三三、五九七頁中）

21 『釈論指事』（『興大全』上、八五頁）。因縁惣相について、『通玄鈔』には「因縁惣相とは上の二字根に属す。下の二字法に目す。是の因縁の惣相即ち能化教法なり」（『中統』七三、八八丁左上）とある。

22 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁上）

23 『弘大全』第一輯、四七四頁

- 24 『釈論指事』（『興大全』上、八五頁）
- 25 『贊玄疏』（『中統』七二、四二三丁右下）「不二大乘を説くに唯だ第五の円教に於いて撰ずる所なり。是れ離言所依の果海なるを以ての故に」。
- 26 『釈論』（『大正蔵』三三、五九二頁下）「馬鳴菩薩の所作の諸論に惣じて一百部有り。百部の中に於いて、九十は九種の花文論の撰なり。余の十種の論は撰義論の撰なり。斯の論は宝冊なり」。
- 27 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇二頁下）「不動本原（源）と甚深玄理との二種の論の中には唯だ一法を積す。所余の法門は略して別釈せず。云何が一法なるや。所謂る不二摩訶衍の法なり。広説略説各々差別なるが故に」。
- 28 『贊玄疏』（『中統』七二、四四二丁左下）
- 29 『釈論』（『大正蔵』三三、五九九頁上）
- 30 『通玄鈔』（『中統』七三、八九丁右上）「如来広大深法とは全く末の偈に同じ。諸仏へ即ち此れ如来なり。不二大乘に属す」甚深へ即ち此れ深法なり。所入の法に属す」廣大へ二文全同なり。能入門に属す」と云う」。
- 31 『起信論』（『大正蔵』三三、五八三頁中）、『釈論』（『大正蔵』三三、六六七頁下）
- 32 『通玄鈔』（『中統』七三、八五丁左下）
- 33 『釈論』（『大正蔵』三三、五九七頁中）
- 34 『釈論指事』（『興大全』上、九五頁）「立義分とは不二法体の上に三十二の差別の義を立つが故に立義と云うなり。不二は是れ能建立の法体、三十二は所建立の別義なり。文に云く、「摩訶衍法雖唯一而為恒沙法門」と云々。又云く、「法体不分義門得別故」と云々。又、立義とは三十二種と不二物体の義とを立つが故に立義と云うなり。又、立義とは一切諸経の無量無辺の差別の義を撰して三十三種を立つが故に立義と云うなり」。
- 35 『記』（『中統』七三、八丁右上）「摩訶衍法雖唯等とは謂わく、不二の法は三十二種の恒沙の法門の為の体性なり。是れ衆乘の通所依なるを以ての故に（…中略）利根智とは即ち大菩薩なり。其の本体及び諸の法門に於いて領受し解了して疑謗を離

るが故に。

- 36 『釈論指事』(『興大全』上、八五頁)
37 『釈論指事』(『興大全』上、七五頁)
38 『釈論』(『大正蔵』三三、五九七頁中)
39 『釈論』(『大正蔵』三三、五九七頁中)
40 『釈論』(『大正蔵』三三、六〇五頁下)六〇六頁上)
41 『釈論指事』(『興大全』上、八五頁)
42 『釈論』(『大正蔵』三三、五九八頁上)
43 『釈論』(『大正蔵』三三、五九七頁中)
44 『釈論』(『大正蔵』三三、五九七頁中)
45 人師とは志福・法悟の二師を指す。『通玄鈔』(『中統』七三、八七丁右上)、『贊玄疏』(『中統』七二、四三丁右下)
46 『釈論』(『大正蔵』三三、六六八頁上)
47 『釈論』(『大正蔵』三三、五九七頁中)

【翻刻】《三分機根》

今論意可レ云下立解二分ノ機下ニテ修行分ニ修行入證上スト乎

答可レ下ニ修行分ニ也 兩方若云レ下ニ修行分ニ者開ニ論釈一ヲ

依ニテ何故開三分而別釈散説之間ニ設ニク利鈍廣略惣別

不同之答^一ヲ其機既^ニ各別也何^一機ノ所行^{ナラン}乎依^レ之一師ノ
釈前々者有不假後々^文若又依^レ之云^レ尔者案^ニ五分ノ

生起^一ヲ立解二分^ハ但利鈍二人ノ領解^{ニシテ}入證^ハ偏^ニ在^ニ修行^ニ見^リ

答自^レ元所^ニ答申^一立解俱^ニ可^レ下^ニ修行^ニ也論中^ニ舉^ニ譬說^一ヲ之

時大群^ニ龍ノ外^ニ更^ニ無^ニ別龍^一故立解^ニ機ノ外^ニ無^ニ修行^一之

別機^ニ云事實^ニ以分明也但至^ニ論釈^一者且約^{シテ}解釋勸修^一

答^ニ利鈍廣畧^一也^ト不^レ可^レ有^ニ相違^一矣

重難云開^ニ論釈^一依^ニ疾前無業機前無教之道理^ニ立^ニ八

因縁^一為^ニ此^ノ八因縁^ノ設^ニ四分ノ教文^一可^レ知四分ノ教文所被^ノ

機分^ニ八因縁^ニ云事^一而^ニ八因縁之中從^ニ第四^一迄^ニ于第七^一

四箇ノ因縁^ハ俱^ニ為^ニ修行分所被之機^一若立解二分ノ外^ニ

無^ニ別機^一者各別^ニ舉^レ之何^ノ用^ソ乎況又立解二分ノ機^ハ通^ニ三

定聚^ニ然^ニ修行分^ニ積^{ニシテ}是中依未入正定聚衆生故說修

行信心分^一以^ニ修行分ノ教文^一不^レ被^ニ正定聚^ニ之旨分明也

立解ノ機全^ク下^ニ修行分^一何^ソ簡^ニ正定聚^一乎加之釈^ニ五分生

起^一之時立義分^ニ取^ニ如意寶珠之喻^一云^ニ重威大龍乃所

二十一丁右

二十一丁左

受用_ト受_ニ用寶珠_ヲ者非_ニ親得_ニ乎可_レ知於_ニ立義分_ニ許_ニ入證_ヲ
云事若立解_ニ分_ハ法門ノ領解_ニテ入證_ハ偏_ニ讓_ニテハ修行_ニ立義分_ニ
立_ニ通達軌則不動門_ヲ解積分_ニ立_ニ分別發趣道相_ヲ示_ニテ入_一
證_ノ義_ハ何_ノ用_ソ乎又於_ニ發趣道相_ニ者於_ニ十信之位_ニ示_ニテ十善_ノ
修行_ヲ於_ニ解行發心_ニ明_ニス隨順法性_ノ六度_ノ行_ヲ是豈非_レ示_ニ修
行ノ軌則_ニ乎於_ニ自分_ニ既_ニ有_ニ修行_一何強_ニ下_ニ修行分_ニ假_ニ他分_ノ
教文_ヲ乎但至_レ云_ニ大群_ニ龍之外_ニ不_レ出_ニ別龍_ヲ者三分_ノ建
立勝劣_ノ義門分明_{ナル}カ故修行分_ノ所被_ハ可_ニ群龍_{ナル}之條勿論_カ
故但舉_ニ出現舌威等之作能_ニ不_レ出_ニ其躰_ヲ也重威_ノ大龍
何苟_モ揮_ニ出現舌威等_ノ威_一得_ニ如意寶珠_ヲ乎於_ニ立義分_ニ既_ニ
受用_ス重_テ揮_レ威_ヲ無_ニ其詮_一者乎次立七因緣而散說_ノ會釈
甚不_レ叶_ニ道理_ニ彼釈_ノ意_ハ一切_ノ所化之機_ハ盡_ニ初因緣_ニ之故
云_ニ後_ノ七因緣無用也_ト難也而七因緣之中_ニ二三_ハ解釈
分_ノ因緣第八_ハ勸修分_ノ因緣也唯約_ニ此_ノ三種_ニ設_ニテ利鈍不
同之答_ヲ除_ニ中間_ノ四種_ヲ云事誰_カ信_ニ用之_一乎可_レ知後_ノ七因
緣_ハ俱_ニ鈍根_カ故_ニ對_ニ立義_ノ利_ニ設_ト利鈍不同之答_ヲ云事又見_ニ

修行分ノ説相一_一向生滅門ノ軌則也其故ハ真如門ハ釈シテ一

心一念生縛不生以為其行故一_ト以ニテ一念不生一_一為レ行_ト修

行信心分ニ所_レハ教_ル四信五行ノ法門也更非ニ一念不生之

行相_ニ乎又真生二門其旨大ニ別也立義分ハ畧説_ニシテ撰義

多含ナル猶別ニ説ス二門一_一於ニ修行分ニ可_レケン云三合ニ説スト二門ノ修行一_一ヲ

凡真如門ハ頓機ノ所解ナル故ニ以ニ躰真如ノ説文一_一可_レニ事足一_一是故

説ニ躰真如一_一之時ハ有ニ隨順得入之義一_一此外ニ有ニテカ何ナル修行一_一更ニ

可_レ教_レ之_ヲ乎尔者如何

答自_レ元所ニ答成一_一立解二分ノ機可_レ下ニ修行一_一也凡領解_ト修

行_ト其義既ニ別也先依ニ多聞熏習一_一取ニ法門領解一_一畢可_レ趣ニ

修行一_一故ニ於ニ立解二分ニ各先釈ニ法門一_一次可_レ述ニ修行一_一也雖

レ然依ニ利鈍二機ニ説文ハ分_レトモ廣畧ニ修行ノ軌則ハ一致ナル故ニ合_ニシテ一_一

分ノ修行一_一處ニ明_レシテ之ニ云ニ修行分一_ト也見ニルニ修行生起之説相一_一

雖口語中誦持教義尊辞等之釈擧ニ立解二分ノ事一_一ヲ全

無_レ下約_ニスト一類之機ニ云簡別ノ詞上定_テ知於ニ立解二分ニ者未_レ契_ニ

玄理_ニ云事但疾前無葉機前無教ノ事機教契當ノ分ナル故ニ

二十二丁左

二十三丁右

更ニ非レ所ニ遮_{スル}設雖ニ同機也一_ト法門領解之邊_ト正_ク教ニ修行之軌則_一ヲ立_ト其意別_{ナル}故別而立_ニ修行之機_一也次至_三修行

分ノ機_ニ不_レト云_ニ舉_ニ正定聚_一者正_ク教_ニ修行ノ軌則_一ヲ事_ハ可_レ在_ニ邪不_二聚_一也正定聚之位_ハ依_ニテ以前ノ教文ノ力_ニ任運_ニ行_レカ之故_ニ直_ニ不_レ成_ニ教ノ所被_一ト立解_ニ二分法門領解之時_モ正_ク教所被之機_ハ

可_ニ邪不_二聚_一也然_{トモ}法門_ハ淺深重々_{ナル}故_ニ具_ニ舉_ニ正定聚_一為_ニ

所化ノ機_一ト今ノ論ノ意_ハ十地_ヲハ判_ニ不依文字_一ト利_レ他_ヲ之時猶以_ニ不

依文字_一ヲ況於_ニ自身_ニ越_ニタル三惠之位_一ヲ作證真如菩薩還_テ依_ニ

教文_ニ可_レ發_ニ聞惠_一乎三賢又修_ニ有漏ノ三惠_一ヲ修惠全不_レ依

文_一何成_ニ教門ノ所被_一乎可知聞_ニ教文_一ヲ發_ニ聞惠_一之位_ハ邪不

二聚位也_ト云事是以_テ論第二善巧ノ言說_ハ發_ニ聞惠_一ヲ乃_ニ至_ニ

修所成ノ惠_ニ起_ニ十地_一万行_一ヲ云_ニ次至_ニ重威大龍_一乃所受用

積_一者慈行積_ニ此事_一云言_ニ受用_一ト者但據見聞非是親得

以法合中但云領解_文法說既云_ニ領解_一ト是簡_ニ證得_一之

詞也譬說ノ受用_ハ云_レ非_ニ親得_一解積_尤叶_ニ道理_一乎所詮答_シ

成意_ハ於_ニ修行分_一ニ不_レ出_レ機_ヲ大途ノ道理也而_ニ修行分_ハ猶可_ニ

群龍一ナル云事更不レ成二會通一ト若修行分ノ機立解二分ノ機ヨリ云

二十四丁右

レ有二鈍劣ノ一機一者殊ニ出ニシテ其機ヲ可レ判一劣相一ヲ也例セハ積ニシテ勸修分ノ機一云ク雖開廣畧之法示進入之門而怯弱衆生聞廣

説法門不堪進修行故等云如レ彼カ出ニシテ第三分ノ機一ヲ可レ示中ス

不堪二立解二分一之旨上ヲ然ニ更不レ出レ機ヲ不レ讓二立解之機一者

論釈頗似レ脱ルニ津要一就中立解二分ノ機ハ於ニ自分一究竟セハ各

可レ判二其證入ノ義一然ニ立義分ニハ云二領解一ト解積分ニハ云二分明一ト是

更非二證得之詞一乎加レ之解積分ニハ云二而開千重門一修行

分ニハ云二不競入門等一ト見三語勢ノ所ニ承一解積分ハ開レ門ヲ遙ニ見ニ寶

珠ノ所在一修行分ハ直ニ入レ門ニ躋48臺宮一親ニ得ス寶珠一被レ得レ以レ此ヲ

推ニ立義分ヲ重威大龍ハ不レ開レ門ヲ以ニ通眼一知ニ寶珠ノ所在一

二十四丁左

慈行ノ積ニ透見一ルト此意也次至レ立ニ通達軌則不動門等一者

下ニ修行分一終ニ所レ得ル之益ヲ預シメ舉レ之ヲ也立義分ノ法門ヲ為レ機ノ

説レ之時依テ此法門ニ可レ得ニ何ナル益ヲ可レ思故舉ニ其益一也更無

レ示スコト修行ノ軌則一依テ軌則門之文一何カ可レ行レ之ヲ乎次於ニ發趣

道相一者解積分ハ廣ク勸ムルカ法門ノ領解一故ニ開ニ五十一位ノ地位ノ

階級一示レ之也故ニ雖レ有ニ十善ノ名字一未レ示ニ其ノ名躰一何カ依レ之ニ

可レ行ニ十善一乎ヲ乎ヲ說ク修レ行分ノ戒門一時初テ出ニ十善ノ名躰一也又

解レ行發心ニ雖レ拳ニ隨順法性ノ六度一是又名字ノ分齊一也

出ニ六度ノ行相一修レ行分ニ說ニ五行一之時委ク示ニ六度ノ行一也故ニ

知又發趣道相之教文ハ正ク非レ教ニ修レ行一云事次第ニ以下ノ

七因緣ハ共ニ可ニ鈍根一云事約ニ解レ釋勸修一有ニ利鈍ノ判一釈一云

事前ノ重ニ成畢但修レ行分ノ機ニ有ニ立解ニ分ノ機一之中ニ解レ釋一

之機ハ鈍ナレ初ノ因緣之外可レ成下開レ之ヲ由上也次ニ至レ云下於ニ修レ行一

分ニ不レ可レ說中真如門之修レ行上者凡四心五行ハ教門ノ通相一

也設雖ニ真如門行者也一何不信ニ真如三寶一可レ廢ニ五行ノ

軌則一乎故於ニ諸行ノ上ニ住シテ一念不生ノ觀門ニ修スル之被云ニ

心一一念生縛不生ノ行一也清涼大師ハ以ニ真如門一配リ禪門一

見ニ傳燈一一千七百ノ祖師ノ行儀一無レ非コト六度ノ行ニ百丈坐禪一

義指ニ禪門一修行ノ人一學大般若ノ菩薩一云非云ニ六度ノ中ノ般

若修行之人一乎又香象ノ釈ニ以ニ五行ノ中ノ止輪門一配ニ真如

門一所詮真如門ノ行者不レ可レ云レ無ニ修レ行分論ハ釈ニ修レ行一

二十五丁右

二十五丁左

分ノ生起^一之時間通往向不近隔⁴⁹且得如意寶藏無由

證臺宮^文閣^{ニテ}論家ノ定判^一修行分^ニ不^レ說^ニ真如^ノ修行^一云事

頗穿鑿之至坎次至^レ云^下於^{ニテ}躰真如^ニ說^中隨順得入^上者彼^ノ

隨順得入^ハ問^ノ詞也見^{ニテ}三離之說^一問^ニ云何隨順^一也全^ク非^ニ

レ述^ニ修行ノ軌則^一乎次至^レ云^ニ一門不^レ可^ニ合說^一者法門ノ開合

隨^レ宜^ニ不定也若述^ニ二門ノ義相^一之時事理ノ義門各別^ニ真

俗ノ宗趣不同^{ナレハ}各別^ニ雖^レ明^レ之^ヲ至^ニ修行ノ軌則^一者^ニ一門ノ行者

俱^ニ修^{シテ}五行^一其^ノ上^ニ可^レ存^ニ事理^ノ之用心^一故通而明^レ之也立

義分^ニ二門曾^テ不^レ可^レ云^レ不^ニ合說^一四句之文^ハ雖^レ說^ニ前重^ノ八

門^一云^ニ一者法^ニ二者義^一之時非^ニ合^ニ說^一スル^ニ真生^一乎

二十六丁右

【国訳】《三分機根》

今論の意、立解二分の機、修行分に下りて修行人証すと云うべしや。

答う、修行分に下るべきなり。

両方なり。若し修行分に下ると云わば、論釈を開くに「何が故に、三分に開いて別釈し、散説するや」⁵⁰の問に依りて利鈍広略惣別不同の答を設く。其の機、既に各別なり。何ぞ一機の所行ならんや。之に依

りて、一師の釈に「前々は後々に仮らざること有り⁵¹」と文り。若し又之に依りて爾りと云わば、五分の生起を案するに、立解二分は但だ利鈍二人の領解にして、入証は偏に修行に在りと見えたり。

答う、元より答え申す所、立解俱に修行に下るべきなり。論中に譬説を挙ぐるの時、大群の二龍の外に更に別龍無きが故に、立解二機の外に修行の別機無しと云う事、実に以て分明なり。但し論釈に至ては、且く解釈勸修に約して利鈍広略と答するなり⁵³。相違有るべからず。

重ねて難じて云く、論釈を開くに「疾の前に葉無し。機の前に教無し⁵⁴」の道理に依りて八因縁を立つ。此の八因縁の為に四分の教文を設けたり。知るべし。四分の教文、所被の機、八因縁に分かちたりと云う事を。而るに、八因縁の中、第四より第七に迄るまで、四箇の因縁は俱に修行分所被の機と為ると見えたり。若し立解二分の外に別機無くんば、各別に之を挙げて何の用ぞや。況や又、立解二分の機は三定聚に通ず。然るに、修行分には「是の中には未だ正定聚に入らざる衆生に依るが故に修行信心分を説く⁵⁵」と釈して、修行分の教文を以て正定聚に被らざるの旨分明なり。立解の機、全く修行分に下らば、何ぞ正定聚を簡うや。しかのみならず、五分生起を積するの時、立義分に如意宝珠の喩を取りて「重威大龍乃ち受用する所⁵⁶」と云う。宝珠を受用するは親得に非ずや。知るべし。立義分に於いて入証を許すと云う事を。若し立解二分は法門の領解にて、入証は偏に修行に譲らば、立義分に通達軌則不動門を立て、解釈分に分別発趣道相を立て、入証の義を示して、何の用ぞや。又、発趣道相に於いては、十信の位に於いて十善の修行を示し、解行発心に於いて随順法性の六度の行を明かす。是れ豈に修行の軌則を示す

に非ざらんや。自分に於いて既に修行有り。何ぞ強ちに修行分に下りて他分の教文を仮らんや。但し大群二龍の外に別龍を出さずと云うに至ては、三分の建立、勝劣の義門分明なるが故に、修行分の所被は群龍なるべきの条勿論なるが故に、但だ「出現舌威⁵⁷」等の作能を挙げて、其の体を出さざるなり。重威の大龍、何ぞ苟も出現舌威等の威を揮て、如意宝珠を得んや。立義分に於いて既に受用す。重ねて威を揮て其の詮無き者か。次に、「七因縁を立て散説す⁵⁸」の会釈、甚だ道理に叶わず。彼の釈の意は、一切の所化の機は初因縁に尽きるの故に、後の七因縁は無用なりと云う難なり。而も七因縁の中に、二三は解積分の因縁、第八は勸修分の因縁なり。唯だ此の三種に約して利鈍不同の答を設けて中間の四種を除くと云う事、誰か之を信用するや。知るべし。後の七因縁は俱に鈍根なるが故に、立義の利に対して利鈍不同の答を設くと云う事を。又、修行分の説相を見るに、一向に生滅門の軌則なり。其の故は真如門は「一心一念も生ずるは縛なり。生ぜざるを以て其の行とするが故に⁵⁹」と釈して、一念不生を以て行とす。修行信心分に教うる所は四信五行の法門なり。更に一念不生の行相には非ざらんや。又、真生二門其の旨大いに別なり。立義分は略説にして撰義多含なる。猶お二門を別説す。修行分に於いて二門の修行を合説すと云うべけんや。凡そ真如門は頓機の所解なるが故に、体真如の説文を以て事足るべし。是の故に、体真如を説く時は随順得入の義有り。此の外に何なる修行有りてか、更に之を教うるべけんや。爾らば如何。

答う、元より答え成ずる所、立解二分の機、修行に下るべきなり。凡そ、領解とは修行と其の義既に別

なり。先ず多聞熏習に依りて法門領解を取り、畢て修行に趣くべきが故に、立解二分に於いて各の先ず法門を釈し、次いで修行を述べべきなり。然りと雖も、利鈍二機に依る説文は広略に分かれども、修行の軌則は一致なるが故に、二分の修行を合して一処に之を明かして修行分と云うなり。修行生起の説相を見るに、「口語の中に教義の尊辞を誦持すと雖も」⁶⁰等の釈、立解二分の事を挙げ、全く一類の機に約すと云う簡別の詞無し。定んで知んぬ。立解二分に於いては、未だ玄理に契わずと云う事を。但し、「疾の前に葉無し。機の前に教無し」の事、機教契当の分なるが故に、更に遮する所に非ず。設い同機なりと雖も、法門領解の辺と正しく修行の軌則を教うるの位と其の意別なるが故に、別して修行の機を立てるなり。次に、修行分の機に正定聚を挙げざるといふに至ては、正しく修行の軌則を教うる事は邪不二聚に在るべきなり。正定聚の位は以前の教文の力に依りて任運に之を行ずるが故に、直ちに教の所被と成らず。立解二分は法門領解の時も正しく教所被の機は邪不二聚なるべきなり。然れども、法門は浅深重々なるが故に、具さに三定聚を挙げて所化の機とす。今の論の意は十地をば不依文字と判ず。他を利するの時、猶お不依文字を以てす。況や自身に於いて三惠の位を越えたる作証真如の菩薩⁶¹、還て教文に依りて聞惠を發すべきをや。三賢も又有漏の三惠を修す。修惠全く文に依らず、何ぞ教門の所被と成らんや。知るべし。教文を聞いて聞惠を發する位は、邪不二聚の位なりと云う事を。是を以て、『論』第二に「善巧の言説は聞惠を發しへ乃至修所成の惠に依りて十地万行を起す」⁶²と云々。次に、「重威大龍乃ち受用する所」の釈に至ては、慈行此の事を釈して云く、「受用と言うは、但し見聞に抛りて（即ち

受用と名づくは是れ親得に非ず。法合の中に但し領解と云うを以てなり⁶³と文り。法説既に領解と云う。是れ証得を簡うの詞なり。譬説の受用は親得に非ずと云う解釈、尤も道理に叶わんや。所詮の答し成ず意は修行分に於いて機を出さざる大途の道理なり。而るに修行分は猶お群龍なるべきと云う事、更に会通と成らず。若し修行分の機、立解二分の機より鈍劣の一機有りと云わば、殊に其の機を出だして劣相を判すべきなり。例せば、勸修分の機を積して云く、「広略の法を開き進入の門を示すと雖も、怯弱の衆生は広説の法門を聞きて、進んで修行するに堪えざるが故に」等と云々。彼が如く第三分の機を出して、立解二分に堪えざるの旨を示すべし。然るに、更に機を出さず、立解の機に譲らざるは、論釈頗る津要を脱するに似たり。なかんづく、立解二分の機は自分に於いて究竟せば、各の其の証入の義を判すべし。然るに、立義分には領解と云い、解積分には分明と云う。是れ更に証得の詞に非ざらんや。しかのみならず、解積分には「而開千重門⁶⁵」と云い、修行分には「不競入門⁶⁶」等と云う。語勢の承くる所を見るに、解積分は門を開いて遙かに宝珠の所在を見、修行分は直ちに門に入りて台宮に蹬りて宝珠を親得すと得られたり。此を以て、立義分を推するに、重威大龍は門を開かざれども、通眼を以て宝珠の所在を知ると省えたり。慈行の透して見ると釈するは此の意なり⁶⁷。次に、通達軌則不動門等を立てるに至ては、修行分に下りて、終に得る所の益を預かしめ之を挙ぐるなり。立義分の法門を機の為に之を説く時、此の法門に依りて何なる益をか得るべしと思ふべきの故に、其の益を挙ぐるなり。更に修行の軌則を示すこと無し。軌則門の文に依りて、何んが之を行すべけんや。次に、発趣道相に於いては、解積分

は広く法門の領解を勧むるが故に、五十一位の地位の階級を開いて之を示すなり。故に、十善の名字有りと雖も、未だ其の名体を示さず。何んが之に依りて十善を行すべけんや。修行分の戒門を説く時、初めて十善の名体を出すなり。又、解行発心に随順法性の六度を挙ぐると雖も、是れ又名字の分齊なり。六度の行相を出さず、修行分に五行を説く時、委しく六度の行を示すなり。故に知んぬ。発趣道相の教文は正しく修行を教うるには非ずと云う事を。次に、第二以下の七因縁は共に鈍根なるべしと云う事、解釈勸修に約して利鈍の判釈有りと云う事、前の重に成じ畢んぬ。但し、修行分の機に立解二分の機有るの中に、解釈の機は鈍なれば初の因縁の外に之を開く由と成るべきなり。次に、修行分に於いて真如門の修行を説くべからずと云うに至ては、凡そ四心五行は教門の通相なり。設い真如門の行者なりと雖も、何ぞ真如と三宝を信ぜず、五行の軌則を廢すべけんや。故に諸行の上に於いて一念不生の觀門に住して之を修するは、「一心一念生縛不生」の行と云わるるなり。清涼大師は真如門を以て禪門に配せり。⁶⁸ 伝灯一千七百の祖師⁶⁹の行儀を見るに、六度の行に非ざること無し。百丈の坐禅義、禪門修行の人を指して、「学大般若の菩薩」⁷⁰と云々。六度の中の般若を修行の人と云うには非ずや。又、香象の釈には五行の中の止輪門を以て真如門に配すと見えたり。所詮、真如門の行者、修行分に無しと云うべからず。『論』は修行分の生起を釈するの時、「往向に開通すれども隔檀に近づかさざれば、如意宝蔵を得て台宮に蹠るに由無し」⁷²と文り。論家の定判を聞いて、修行分に真如の修行を説かずと云う事、頗る穿鑿の至りか。次に、体真如に於いて随順得入を説くと云うに至ては、彼の随順得入は問の詞なり。三離の説を見て云

何が随順せんと問するなり。全く修行の軌則を述ぶるに非ずや。次に、二門を合説すべからずと云うに至ては、法門の開合宜に随いて不定なり。若し二門の義相を述ぶるの時、事理の義門各別にして真俗の宗趣不同なれば、各別に之を明かすと雖も、修行の軌則に至ては二門の行者、俱に五行を修して其の上に事理の用心を存すべきが故に、通じて之を明かすなり。立義分に二門曾て合説せずとは云うべからず。四句の文は前重の八門を説くと雖も、一には法、二には義と云うの時、真生を合説するに非ずや。

註

- 48 「蹬」について、運敵は「登」の誤りと指摘する。『大正蔵』には「蹬」とあるが、脚注に「登」（高野版本）との指摘がある。
- 49 「且」↓「檀」の誤りか。
- 50 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁下）「何が故に、三分に開いて別釈し、七因縁を立て散説するや」。
- 51 『通玄鈔』（『中統』七三、八七丁右上）
- 52 『釈論』（『大正蔵』三三、五九七頁中）。「大群二龍」とは大龍と群龍。
- 53 運敵はこの一文について、「此の会通、肯受し難し」と否定する。
- 54 『釈論』（『大正蔵』三三、五九七頁中）
- 55 『釈論』（『大正蔵』三三、六五二頁下）
- 56 『釈論』（『大正蔵』三三、五九七頁中）
- 57 『釈論』（『大正蔵』三三、五九七頁中）
- 58 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁下）
- 59 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇四頁下）

- 60 『釈論』（『大正藏』三三、五九七頁中）
- 61 「作証真如の菩薩」とは十地の菩薩のこと。
- 62 『釈論』（『大正藏』三三、六〇七頁上、取意）。
- 63 『通玄鈔』（『卍統』七三、八七丁左下）
- 64 『釈論』（『大正藏』三三、五九七頁中）
- 65 『釈論』（『大正藏』三三、五九七頁中）
- 66 『釈論』（『大正藏』三三、五九七頁中）
- 67 『通玄鈔』（『卍統』七三、八八丁右上）「見聞雨等とは若し通じて二龍を説くに、大龍は門を開かずして而も直ちに見る。利根の人の解を須いずして而も直ちに了するが如し。群龍は門を開くことを須いて而の後に見る。鈍根の者の要ず解して而も方に知るが如し。是の二不同なり。若し入時に扱らば、亦た並びに門に依りて而も入る。但し、大龍は門を開かずして而も直ちに入る。利根は解を須ずして而も能く証す。群龍は門を開いて而の後に入る。鈍根は要ず解して而も方に証するを以てなり。亦た二不同なり。上に開かずして入ると言うは但し戸を透して而も入るなり」。
- 68 澄観『大華嚴経疏』（『大正藏』三五、五一二頁下）「天台を立てざる所以は四教の中に皆、一の絶言有るを以ての故に。今乃ち開くことは頓に絶言を顕して別して一類離念の機とす。故に即ち禅宗に順ず」。澄観『大華嚴経随演義鈔』（『大正藏』三五、六二頁中）「禅宗とは達磨の以心伝心は正に是れ斯（頓）教なり。若し一言を指して以て直ちに即心是仏を説かずんば、心要何に由りてか伝うべきが故に、無言の言に寄りて直ちに言説の理を詮す。教も亦た明なり。故に、南北宗の禅、頓教を出さず」。
- 69 「伝灯一千七百の祖師」とは、道原『景德伝灯録』（『大正藏』五一、一九六頁下）に「東呉の僧道原というは心を禅悦に冥し、隠を空宗に索む。来世の祖図を披いて諸方の語録を采り、其の源派を次序して其の辞句を錯綜す。七仏より以て大法眼の嗣に至るまで、凡そ五十二世一千七百人、三十卷を成ず」とあることによる。

70 徳輝重『勅修百丈清規』（『大正藏』四八、一一四三頁上）。但し、「大」の字はなく、「字般若菩薩」とある。

71 法藏『大乘起信論義記』（『大正藏』四四、二八二頁下）。「止一切境界相と言うは先ず分別に由りて諸の外塵を作す。今慧を以て唯識の道理を覚して、外塵の相を破す。塵相既に止んで分別する所無きが故に止と云う。此れは是れ方便なり。順奢摩他等とは正しく止を躡すなり。奢摩他、此には翻じて止と云う。但し今は方便に就いて此の方の語を存す。正止に約すれば梵言を存するが故なり。毘婆舍那も亦た是の如くなり。双じて現前する時を以て、方に正しく止観と名づくるの故に、今は但だ随順と言うのみ（…中略）是れ知んぬ。真如門に依らば、諸の境相を止めて分別する所無く、即ち根本無分別智を成す。生滅門に依らば、説相を分別し、諸の理趣を観じ、即ち後得智を成す。然も二門は唯だ一心なるが故に、是の故に双運して方に名づけて正止観とすることを得るなり」。

72 『釈論』（『大正藏』三三、五九七頁中）

〈キーワード〉聖憲・釈論百条第三重・不二機根・三分機根